

計画書及び図面の標準的な作成方法及び留意点

平成18年 3月20日環森第05-202号
平成18年12月18日環森第05-179号

以下は、林地開発許可申請に係る書類及び図面の標準的な作成方法及び留意事項について示したものです。

なお、開発行為の目的・態様等に応じて、追加、省略、または内容の変更ができます。

1 共通事項

- (1) 図面には、縮尺、方位、凡例、図面の名称、作成年月、図面番号を必ず記載してください。
- (2) 図面の施設、工作物等は、適宜彩色等の手法を用いて明示してください。

2 個別事項

下表のとおり。

なお、現況図、利用計画平面図、求積図、土量配分平面図、防災等計画平面図、緑地計画図等は、なるべく同一縮尺で作成してください。

森林法施行規則第2条（開発行為に係る位置図及び区域図）

書類名	明示する事項	図面の縮尺	作成上の留意事項
位置図 (森林法施行規則第2条及び県規則第2条第1項第1号)	定義：林地開発行為に係る森林の位置を明示した地形図 明示するもの： 開発区域の位置 (道路のみの開発については線形を示してください。)	1/50,000以上	コンターの入った地形図を用いてください。 「開発対象区域」は、農地、宅地等を含む全体の対象区域となります。 線形を記入する場合、開発する起終点の位置を明確にしてください。
区域図 (森林法施行規則第2条及び県規則第2条第1項第2号)	定義：林地開発行為に係る森林の土地の区域、その区域を明示するのに必要な範囲内における行政界、開発区域の地番及び形状を明示した図面 明示するもの： 1 行政界、字界 2 公有財産 3 開発区域界 4 開発をしようとする森林の区域 5 開発行為に係る森林の区域 6 地番界、地番、及び地目 7 残置する森林の区域及び残置する森林のうち若齢林(15年生以下)の区域	1/5,000以上	コンターの入った地形図を用いてください。(原則として、地域森林計画の森林計画図を使用してください。) 「開発しようとする森林」とは、実際に林地の形質を変更する区域と、残置又は造成する森林及び緑地の区域をいいます。この区域は薄いグリーン色でふち取りし、内側をぼかしてください。 「開発行為に係る森林」の区域は薄黄色で示してください。 行政区域界は、開発区域の表示に必要な範囲としてください。 地番界及び地番は「開発しようとする森林の区域」のみについて記載することを原則としますが、それ以外の土地に重要な防災を施工する計画がある場合は、地番界及び地番を記入してください。 地番は、算用数字で記入してください。

森林法施行規則第2条第1項第1号等（開発行為に関する計画書等）関係

書類名	明示する事項	縮尺	作成上の留意事項
<p>林地開発許可申請書</p> <p>（森林法施行規則第2条）</p>	<p>1 申請者の「住所」「氏名」</p> <p>2 事業の名称</p> <p>3 開発行為に係る森林の「所在」「面積」</p> <p>4 開発行為の「目的」「着手完了予定年月日」</p> <p>5 備考 （行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合、その手続きの状況を備考欄に記載するか、または別に定める様式に記載してください。）</p>	-	<p>共同施行の場合は、連名で申請することも可能です。</p> <p>所在地番が多い場合は、地番他筆として別紙に明細を添付してください。</p> <p>「開発行為に係る森林」とは、実際に土地の形質変更が行われる森林のことです。（一時利用の森林も含む。）</p> <p>面積は小数第4位までとして、少数第5位以下切り捨てとしてください。</p> <p>全体計画の一部について許可の申請をする場合は、全体計画の面積を上段に、当該許可申請面積を下段に併記してください。</p>
<p>計画説明書</p> <p>（森林法施行規則第2条第1項第1号及び県規則第3条第1項第3号～第12号）</p>	<p>1 開発行為に係る事業の全体計画の概要</p> <p>2 期別計画の概要</p>	-	<p>農地、宅地等も含む全体開発計画の概要を記載してください。</p> <p>工期が1年以上にわたる場合には、年毎の期別計画の概要を記載してください。</p>
<p>設計者の資格に関する調書</p>	<p>設計者実務経歴等</p>		<p>知事から求められた場合に、提出してください。</p>
<p>現況図</p> <p>（県規則第3条第2項第1号）</p>	<p>定義：林地開発区域の地形及び林況並びにその周辺の人家及び公共施設の位置を示す図面</p> <p>明示するもの：</p> <p>1 行政界、字界</p> <p>2 地形、地物、標高、公共施設、人家等</p> <p>3 法令の規制区域（例、保安林、砂防指定区域）</p> <p>4 開発区域界</p> <p>5 同上区域内の 地形 河川、沢、湖沼（溜池）、湿地、崩壊地等 自然地物 道路、橋、堰堤、家屋等の施設物 山林、農地、宅地等の地類区分界 林況</p> <p>6 同上区域周辺の人家 または公共施設等</p> <p>7 添付写真の撮影位置及び方向</p>	<p>1/500～ 1/2,000 程度</p>	<p>地形は標高差が明確に判断できるようコンターを入れて示してください。</p> <p>河川、沼、道路公共建物等について解る範囲で、名称または通称等を記載してください。</p> <p>林況は、針葉樹と広葉樹に分けて記号で示してください。</p> <p>「周辺の区域」とは、開発により直接影響（防災、水資源確保、環境保全等）を及ぼす区域のことです。</p> <p>地類区分はできるだけ薄い色を用い、色分けしてください。</p>

<p>流域現況図 (県規則第3条第2項第1号関係)</p>	<p>1 流域の地形 2 土地利用の実態(開発地、森林、原野、農地等) 3 河川の位置 4 ピーク流量のネックとなる流下能力地点の位置</p>	<p>1/500 ~ 1/10,000程度</p>	<p>コンターの入った地形図を使用してください。 集水区域の全体及び各流域界を記入してください。 土地利用は流出係数の使用区分が解るように作成してください。 河川名、水路名を記入してください。 ネック点にはそれぞれ「 」または記号を記入してください。</p>
<p>森林図</p>	<p>開発する土地と残置する土地の区分 内訳として次の土地を区分する。 森林植生の16年生以上と、15年生以下の区分 森林以外の土地の区分</p>	<p>1/5,000</p>	<p>コンターの入っていない区域図を使用してください。 国土調査実施済みの土地は、地番の入った図面を使用してください。 未調査地は、別紙面積計算表による記号で区分してください。 各色別は次のとおりとさせていただきます。 ア) 16年生以上残置森林は緑 開発森林は青 イ) 15年生以下残置森林は黄 開発森林は水色 ウ) その他残置森林は赤 開発森林は白 造成森林は、斜線を入れてください。 凡例が重なり、図面が見にくくなる場合は、別紙で表示してください。</p>
<p>利用計画図 (森林法施行規則第2条第1項第1号及び県規則第3条第2項第2号)</p>	<p>定義：切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、のり面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面 明示するもの： 1 地形、標高 2 開発区域 3 開発行為に係る森林の区域 4 切取、盛土、捨土、法面等の施工位置 5 排水、擁壁、道路、建物等の造成施設物の位置、番号、規模等 4 残置又は造成する森林及び緑地の位置 5 残置または造成する森林の区域、及び残置する森林のうち若齢林(15年生以下)の区域 6 法面の位置、形状、小段及び切土・盛土の区分 7 縦断・横断測点及び測線 8 その他土地利用計画の位置</p>	<p>1/500 ~ 1/2,000程度</p>	<p>コンターを入れた図面を使用してください。 残置または造成する森林・緑地は、それぞれ色別してください。 利用計画の施工位置は、断面図、防災設計図と照合できるよう、番号を付けて作成してください。</p>

<p>求積図 (県規則第1項第2・4/5号関係及び第3条第2項第5号関係)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発区域 2 開発行為に係る森林の区域 3 残置する森林の区域 4 残置する森林のうち若齢林(15年生以下)の区域 5 造成森林 	<p>1/500 ~ 1/2,000 程度</p>	<p>求積方法を明示してください(例、座標求積、三斜求積等)地番毎に、求積してください。</p>
<p>土量配分平面図 (運土断面図) (県規則第4条第1項第1号イ関係)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発区域 2 森林の区域 3 切土・盛土部分の位置、形状及び土量 4 土砂の移動方向及び移動土量 	<p>1/500 ~ 1/2,000 程度</p>	<p>土石の採掘の場合で、客土以外に盛土がないときは、省略して差し支えありません。</p>
<p>断面図 (横断面図及び縦断面図) (県規則第3条第2項第3号)</p>	<p>定義：法面の高さ、勾配及び土質、施行前の地盤面並びに法面保護の方法を示す図面</p> <p>明示するもの：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 切り取り、盛土、切土、捨土等により生じる法面の形状、寸法(法面の高さ、勾配、土質等) 2 施工前(現況)の地盤線及び土質 3 法面保護の方法 4 切り取り、盛土、切土、捨土等の工法及び土量計算 	<p>任意 (1/50 ~ 1/1,000 程度)</p>	<p>土砂、石材の採掘等で、長期計画のあるものは、期別の採掘計画断面を明示してください。 横断面図には、土工定規図(下記)を添付してください。</p>
<p>土工定規図 (標準断面図) (県規則第3条第2項第3号)</p>	<p>地質又は土質別の、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 切土・盛土の勾配 2 小段の位置、幅及び間隔 3 擁壁及び法面保護施設 	<p>1/100 ~ 1/500 程度</p>	

次頁へ続く

<p>防災施設等 計画平面図 {洪水調整計 画平面図}</p> <p>(森林法施行 規則第2条第 1項第1号及 び県規則第3 条第2項第4 号)</p>	<p>定義：擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造及び流域又は集水区域の境界等雨水の排水計画を示す図面並びにその設計根拠を示す図面及び計算書</p> <p>明示するもの： 1 集水区域界 2 集水区域の番号及び面積 3 排水施設の位置、記号または番号、種類、形状、内のり寸法、勾配、延長、水の流れる方向及び放流先（下流河川等）の名称 4 土砂の流出防止施設の位置、記号又は番号、種類、規模及び貯砂量 5 開発に係る森林の区域 6 調整池の位置記号又は番号、種類、規模及び調整容量、 7 流下能力の検討地点 8 湛水及び堆砂に係る区域の範囲</p>	<p>1/500 ~ 1/2,000 程度</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画書と対照できるように、集水区域および施設に記号を付してください。 2 排水系統の複雑なものは、模式図も作成してください。 3 必要に応じて、施工中と施工後に分けて作成してください。 4 下流河道縦・横断面図を余白に記載してください。
<p>防災等施設の 設計図 (構造図含む)</p> <p>(県規則第3 条第2項第4 号)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災等施設の構造図（平面図、断面図、正面図、側面図、配筋図等） 2 規格寸法、勾配、名称 3 構造物の設置箇所に係る前後の地盤面及び土質 4 放流される既設の水路、河川、池等の概略構造図 5 材料の種類及び寸法 6 基礎工の材料及び寸法 	<p>1/300 ~ 1/2,000 程度 (構造図 程度)</p> <p>1/20 ~ 1/200 程度)</p>	<p>鉄筋コンクリート構造物については、配筋図を作成してください。 排水、導水路等の施設計画については、流末処理に至るまで水系状況が解るように作成してください。 各構造物は、利用計画図と照合できるように表示してください。 構造図は、防災施設等主要な構造物のみでも差し支えありません。 洪水調整池の、 ・縦・横断面図 ・容量計画書 ・水位容量曲線図 を添付してください。</p>
<p>設計根拠資料</p> <p>(県規則第3 条第2項第4 号)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 構造決定に係る計算基礎（構造計算書） 2 安定計算基礎（勾配、擁壁等の安定計算書） 3 流量の計算基礎 4 その他設計上の根拠となった基礎資料 	<p>-</p>	<p>計算基礎資料については、防災等設計図の施設位置と照合できるように作成してください。</p>

<p>建築物等概要図 (県規則第3条第2項第5号)</p>	<p>外観上の形状、規格、寸法の概要</p>	<p>1/20 ~ 1/500 程度</p>	<p>住宅用地等の場合は、その代表的なものについて作成してください。建築位置については、利用計画図で照合できるように図示してください。</p>
<p>残置森林等保全計画概要書 (森林法施行規則第2条第1項第1号及び県規則第3条第1項第10号)</p>	<p>1 残置又は造成される森林・緑地の、場所(市町村、大字、地番)面積権利取得状況を証する書類 地方公共団体等との保全に関する協定</p> <p>2 造成についての計画(面積、植栽樹種、本数等について記載)</p>	<p>-</p>	<p>各事項別に番号を附し、余白に番号別の面積等の集計表を記載してください。</p>
<p>残置森林等保全計画図 (森林法施行規則第2条第1項第1号及び県規則第3条第1項第10号関係)</p>	<p>1 残置森林 2 造成森林 3 造成緑地 4 残置森林のうち若齢林(15年生以下)</p>	<p>1/500 ~ 1/2,000 程度</p>	
<p>一時利用計画概要書及び計画概要図 (森林法施行規則第2条第1項第1号及び県規則第3条第1項第7号関係)</p>	<p>定義：林地開発行為に関し、一時的に利用する土地の利用後における回復方法を示した図書</p> <p>明示するもの</p> <p>1 利用の計画方法 2 利用の期間 3 利用後の現状回復方法 4 利用の計画図及び復旧計画図</p>	<p>1/200 ~ 1/2,000</p>	<p>一時利用とは、材料置場進入路、迂回路、残土捨て場等の一時的な利用行為を指します。</p>
<p>開発行為の施行工程表 (県規則第3条第2項第7号)</p>	<p>主要工種ごとに具体的な実施工程</p>		<p>施工期間が1年以上の長期にわたる場合には、年毎に具体的に作成してください。 年毎に実施場所が明らかに区別されるような場合は、利用計画図で位置照合ができるようにしてください。</p>
<p>資金計画書 (県規則第3条第1項第8号)</p>	<p>開発行為に要する資金の額及び調達の方法</p>		<p>土石採取における製品売上見込収入及び宅地造成における宅地処分見込収入については、明細書(任意様式)を添付してください。 用地費、防災費については、売上等見込収入をあてることはできません。</p>

森林法施行規則第2条第1項第2号等
 (行為の妨げとなる者の同意を得ていることを証する書類等)

同意証明書 または 同意書 (森林法施行 規則第2条第 1項第2号及 び県規則第5 条)	開発行為の妨げとな る権利を有する方の同意 があること		「所有権、地上権、賃借権」等、 当該開発行為の妨げとなる権利者か らの同意を得ていることを証するも の。 既に権利等を取得している場合は、 それを証する書類を提出してくださ い(例、売買契約書の写し)。
河川管理者 の許可書(写) (森林法施行 規則第2条第 1項第2号及 び県規則第5 条第2号)			河川法(第29条等)により、雨 水・汚水の放流等の許可が必要な場 合
公共施設管 理者の同意書 または協議書 (県規則第5 条第2号)			開発区域内外の公共施設と関連す る場合のみ添付してください。 水道、電気、ガス等と関連する場 合は協議書(写)を添付してくださ い。
用排水施設 管理者 及び 水利権者の同 意書(県規則 第5条第2 号)			雨水汚水を放流する水路等の権利 者等からの同意を必要とする場合 取水する場合、水源にかかる権 利者等からの同意を必要とする場合 等
環境の保全 に関する協定 書または関係 者の同意書(県 規則第5条 関係、許可審 査基準第3- 6)			市・町等の「土地利用計画」また は、「指導方針」上必要のある場合、 協定を公共団体等と締結してくださ い。 騒音、粉じん、景観等、周辺に相 当な影響があると認められ、その関 係者からの同意が必要と判断される 場合等
不動産登記 簿謄本または 登記事項証明 書 (県規則第3 条第2項第6 号)			写しの場合は、申請者により原本 証明をしてください。 例、「これは登記事項証明書の写 しであることを証明します。 印」
公図(写) (県規則第3 条第2項第6 号)	1 開発区域 2 地番 3 地積 4 地目 5 所有者 6 縮尺 7 方位 8 マイラー番号		開発区域を朱線で囲み表示してく ださい。 複数の公図を合成する場合は、そ の旨を記載し、マイラー番号を各々 記入してください。 複数の公図を合成する場合で、不 整合のときは、その旨記載してくだ さい。

森林法施行規則第2条第1項第3号（法人の登記簿謄本または登記事項証明書等）

<p>法人登記簿謄本または登記事項証明書等 （森林法施行規則第2条第1項第3号及び県規則第3条第2項第8号関係）</p>	<p>1 法人の場合はその登記簿謄本または登記事項証明書 2 法人でない団体の場合は、その代表者の氏名並びに規約、その他組織及び運営に関する定めを記載した書類の写し等</p>		<p>写しの場合は、申請者により原本証明をしてください。 例、「これは登記事項証明書の写しであることを証明します。 印」</p>
<p>印鑑証明書 （森林法施行規則第2条第1項第3号及び県規則第3条第2項第8号関係）</p>	<p>申請者の印鑑証明書</p>		<p>押印した場合、本人の申請であることを確認するためのものです。</p>
<p>決算報告書 （県規則第3条第1項第8号関係）</p>	<p>貸借対照表、損益計算書等</p>		<p>施工が実行されるか否かについて確認するためのものです。 直近の決算報告書を添付してください。</p>
<p>法人の概要書</p>			<p>法人の概要がわかるパンフレット等（審議会に諮問する場合で、法人の概要を周知する必要があるとき）</p>
<p>事業実施に関する議決書等 （許可審査基準第3-1(1)）</p>	<p>議決書、議事録等</p>		<p>施工が実行されるか否かについて確認するためのものです。 法人等が組織として、当該事業を実施する決定をしたことを証する書類</p>

附則

平成18年4月1日から施行する。

附則

平成19年1月16日から施行する。